

# 社会福祉法人阿賀北福社会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿賀北福社会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員には、報酬及び費用弁償を支給する。
- (2) 評議員には、報酬を支給しない。ただし、費用弁償を支給する。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次のとおり報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 費用弁償については、役員等の旅費支給規則に基づく額

## (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、当該年度の6月及び12月とする。
- (2) 費用弁償については、当該会議に出席した都度支給する。

## (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

## 附 則 (平成29年6月15日)

1. この規程は、決議の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人阿賀北福社会役員報酬の支給に関する規則(平成29年4月1日施行)は、廃止する。

## 附 則 (令和3年3月25日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	年額 70,000円
理事	年額 20,000円
監事	年額 20,000円